

アイポス通信

2023年

1月号

～気軽に読めて役に立つマネー情報をお届けします！～

特集

日本銀行 金融緩和策を事実上の修正！？

昨年12月19日開かれた金融政策決定会合で、日銀が金融政策を修正しました。サプライズをもって受け止められたのが長期金利の変動幅の上限を引き上げるという発表です。日銀は金利を低く誘導し、借金をしやすくして、経済活動を後押ししてきました。具体的には、一つはいわゆる「マイナス金利政策」と呼ばれ、金融機関が日銀にお金を預ける日銀当座預金の一部にマイナス0.1%の金利を設定しています。もう一つが長期金利の代表的な指標である10年物国債の利回りを0%近くに誘導するため、許容できる利回りを0.25%に設定して、市場が国債を売り始めると金利0.25%で無制限に買取をしてきました（イールドカーブコントロール）。今回の決定会合ではその金利を0.5%に拡大したわけです。黒田総裁はこのことを「市場機能が大きく損なわれる状況が出てきたため、利上げではない」という説明をしていますが、事実上の利上げと受け止められています。市場機能が大きく損なわれる状況とは、新規発行された10年物国債の取引が成立しない日が多くなってきたことです。少し前なら3日連続で新発国債の取引が成立しないと、大ニュースでしたが、取引が成立しない事は珍しくない日々が続いていました。このような状態が続くと「企業の社債発行などに悪影響を及ぼす可能性がある」と黒田総裁は話しています。低金利政策には事実上の弊害があるということに認めた発言にうつります。身の回りで気になるのは、住宅ローンなどの借入にどう影響を及ぼすかですが、メガバンクなど大手銀行は1月から、長期金利に連動する10年固定型の基準金利を平均で0.24%引き上げています。変動金利の指標は、長期金利の影響を直接受けず、またマイナス金利の変更は今回の決定には含まれていません。金融機関の貸出競争もありますからそう簡単には上がらないと言う声が大勢ですが、何とも気になる状況ですね。



? マネークイズのコーナー

認知症などにより物事を判断することが十分でなくなった人をサポートする制度は次のうちどれでしょう？

- ① 成年後見制度
- ② 介護保険制度
- ③ 自立支援制度



今月のお知らせ

1月4日から車検証の電子化がスタートしました。これにより車検完了までの時間が大幅に短縮される見込みです。しかし新しい電子車検証には車検や使用者、車両番号の基礎的情報以外の記載がなく、ICタグの記録事項（自動車検査証の有効期間、所有者の氏名・住所、使用者の住所、使用の本拠の位置等）を読み取るには、ICカードリーダーを接続したPCか、スマートフォンの専用アプリがひつようになります。スマホやパソコンを普段使わない方も心づもりが必要ですね。

コラム 税制改正 相続税の節税にも影響が

毎年12月恒例の税制改正大綱、NISAの行方も気になりますが、一昨年あたりから囁かれ始めた贈与のルールに改定が入ります。相続税の節税策の定番に、一人につき110万円までの贈与なら非課税というルールを活用して生前贈与するというものがあります。一方、相続開始前3年間の法定相続人への贈与は、相続税の加算の対象とされてきました。相続発生直前に駆け込み節税を抑える目的がありますが、この相続税への加算の対象期間が、相続発生前3年間から7年間に延長されます。実際に影響が現れるのは、2024年の贈与からで、7年間全てが加算対象になるのは2031年以降になります。2024年～2031年にかけて少しずつもち戻しの対象期間が長くなる仕組みです。なお、加算する金額のうち4年前～7年前の合計からは100万円を控除して加算されることとなります。課税対象が増えるのは節税の逆風ですが、一方で使い勝手が良くなる制度として相続時精算課税制度が挙げられます。相続時精算課税制度は生前贈与への課税を相続時まで繰り延べる制度で、合計2500万円までの贈与には課税が一旦されません。ただ、制度の名前の通り贈与された資金の全額は、相続時に清算して相続税として結局は課税されることとなります。まとまった資金を贈与できる利点がある一方、手続きが煩雑なことに加えて、110万円の基礎控除を活用した暦年贈与ができなくなることもあり、普及しているという印象はありません。この使い勝手の悪い、相続時精算課税制度が使い勝手が良くなります。一旦届け出をすると、年間110万円以内の贈与であれば、申告が不要になりその分はもち戻しなく非課税となります。「使いにくい」&「相続税の節税にならない」相続時精算課税精度が、「使いやすい」&「相続税の節税にもなる」とリニューアルされるわけです。今年2023年は従来の暦年贈与の駆け込みの年、来年2024年からは新・相続時精算課税の新たな船出の年となりそうです。

A マネークイズの答え

答えは①になります。成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の二種類があります。法定後見制度は、家庭裁判所によって選ばれた後見人がサポートにあたり、任意後見制度は判断能力があるうちに自ら後見人を選ぶことができます。後見人がついた場合、財産保全をしてくれる一方、長期化することで費用が負担になったり、裁判所の管理下になることでどうも不自由で困ってしまっている方もお見受けします。後見に限らず、同じようなことができる制度も増えてきていますから、未来に向けて情報収集と選択ですね。

編集後記

2023年はじまりました。今年もよろしくお願ひします。今年私も48歳ということで年男です。年男には縁起が良い説と、悪い説もあるようですが、あまり気にせずに良き悪きセットで楽しく過ごしたいと思います。そんな事を考えながら過ごしていると、実に十数年以上ぶり？に高校の担任の先生から電話がかかってきました。「森君久しぶり。頼みがあるんだけど…」私「えっ!？」という頼まれごとでしたが、青春時代を思い出しつつ、成行きに任せて楽しく過ごしたいと思います。



発行

一級ファイナンシャルプランニング技能士

CFP 宅地建物取引士 相続コンサルタント 森拓哉

大阪府茨木市園田町6-1 フィールドア 2階 (株)アイポス

電話 072-634-3331 メール info@i-pos-co.jp

